

# 下松商工会議所会報広告掲載規程

(趣旨)

第1条 本規程は、下松商工会議所会報（以下、会報とする。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 会報広告掲載の種類は、表紙広告、表紙裏面広告、裏表紙広告、裏表紙裏面広告、本文中広告とする。

(広告掲載の対象者)

第3条 会報に掲載する広告は、会員企業の経営発展に資することを目的としており、会員以外への利用は原則として認めない。但し、行政または公的団体及び商工会議所の関係諸機関はこの限りではない。

(掲載の制限)

第4条 下記事項に該当する広告は会報に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの。
- (3) 下松商工会議所（以下、当所）の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの。
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの。
- (5) 暴力団等反社会的勢力に関するもの又はそのおそれがあるもの。
- (6) その他、掲載広告として適当でないと会頭が認めるもの。

(利用の不許可)

第5条 広告掲載を希望する者が前条に反する場合、または、その他の理由により不適當と認められる場合、広告掲載は履行しない。

(広告内容に関する責任)

第6条 広告掲載に関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応することとする。また、広告掲載内容により生じたトラブル等について当所は一切の責任を負わないこととする。

(利用料金・申込手続き・納品等)

第7条 広告掲載の利用料金・申込手続き・納品等は、別表の通りとする。

(料金の納入)

第8条 広告掲載事業所は、広告を掲載した会報発行後に当所が送付する請求書に従い、会報発行翌月末日までに納入すること。

第9条 会報の折込み広告については、この規程に準ずることとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成25年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成29年3月29日 一部改正

広告掲載料金

(消費税別)

広告掲載面・サイズ	縦×横 (単位mm)	料金	
		1回契約	年間契約 (年6回掲載)
① 表紙 (カラー)	縦 (要相談) ×175	40,000 円	—
② 表紙裏 1段 (カラー)	50×175	—	90,000 円 (15,000 円/回)
③ 裏表紙 全段 (カラー)	262×175	60,000 円	—
④ 裏表紙 2段 (カラー)	127×175	30,000 円	120,000 円 (20,000 円/回)
⑤ 裏表紙 1段 (カラー)	50×175	25,000 円	96,000 円 (16,000 円/回)
⑥ 裏表紙裏面 1段 (カラー)	50×175	—	78,000 円 (13,000 円/回)
⑦ 本文中 全段 (モノクロ)	262×175	40,000 円	—
⑧ 本文中 2段 (モノクロ)	103×175	20,000 円	—
⑨ 本文中 1段 (モノクロ)	50×175	15,000 円	60,000 円 (10,000 円/回)
⑩ 本文中 半1段 (モノクロ)	50×86	10,000 円	42,000 円 (7,000 円/回)

- ・行政、または公的団体の広告料金は、上記の料金とする。
- ・編集の都合により、サイズに変更がある場合あり。
- ・所定の申込書に必要事項を記入し、当所まで提出すること。
- ・広告掲載の申込み期限は発行前々月の20日までとする。
- ・原稿提出期限は発行前々月の末日までとする。
- ・年間契約期間は下松商工会議所の年度毎（4月1日～翌年3月31日間の6回発行（奇数月））とする。
- ・広告の掲載位置は、商工会議所が指定した位置とする。

折込広告料金

(消費税別)

1回1枚：15,000 円
2枚以上の場合は、1枚につき5,000 円加算。

- ・パンフレットの折込みは原則受付けない。
- ・行政、または公的団体の広告料金は、上記の料金とする。
- ・所定の申込書に必要事項を記入し、当所まで提出すること。
- ・折込広告の申込み期限は、発行前々月末日までとする。
- ・折込広告の納品期限は、発行前月の10日までとする。
- ・折込チラシの返品はしない。
- ・A4サイズ以内に収めて、納品すること（折ってA4サイズ以内に収まれば折込可能。）
- ・折込広告の順序は、商工会議所が指定した順序とする。